

教授団と職員組織との 協働関係の構築を

近藤 正春

こんどう・まさはる
名古屋短期大学・研究所事務局長

一九六〇年代末から一九七〇年初頭にかけて現象した大学紛争は、大学の大衆化という大学の歴史的条件の変化の中で、旧態依然とした「教授の自由」を基盤とした教授団の自治＝教授会の自治（大学の権力）に対する学生、教職員のプロテストという側面をもっていた。このような歴史的変革期に生成した新しい大学の自治理念としての「大学の全構成員自治」は、大学の意思決定への学生、教職員の参加を求める参加民主主義の要求に根ざすものであった。この理念は当初、学長（学部長）選挙への学生、教職員の参加という形態において形式的な実現を見たものの、その後、文部省の干渉等もありほとんど形骸化して現在に至っている。

一九七〇年代以降現在までの大学の現実は、いわゆるユニバーサル段階に近い状況まで大学の大衆化が進み、大学の組織もそのような状況に対応して大きく変貌してきてい

る。教授会は現在もなお大学の意思決定の中心的機関であることに変わりはないが、大学の機能の多様化、変化に対応して、教授団の位置と役割も相対化し、様々なパートやレベルにおける意思決定の葛藤や調整をぬぎに大学の意思決定が教授団にのみ委ねられている状況はほとんど皆無といえよう。

教育研究という大学の教授団にとってある意味では固有の領域においても、その組織は複雑に発展し、様々な専門的ないしは補助的職員との協働関係を抜きには展開しえない状況が広がっている。ひとつは、学生の構成が多様化し、様々な支援のための活動が必要とされ、この面からも教員と職員との協働分野が拡大していることがあげられる。さらには、時代の変化に対応した教育の多様化、高度化も要請されているが、教育の組織やその技術的基礎の革新がその面から進められており、教員組織の再編成とともに、あ

らたな専門的な業務をになう職員配置や事務組織の再編成も求められているといえる（生涯学習への対応や、多様な教育的連携の発展、国際化・情報化への対応などに典型的にみられる）。

大学の組織としての活動が教授団の固有な領域を越えて拡大してきていることも時代の変化を反映した大学の姿といえる。大学入試は大学の存立条件とも密接にかかわって、高等学校や受験生との関係を日常的に発展させる方向を生み出している（中央教育審議会の提起するAO入試などはその方向を促進するものといえる）が、その活動の中心は職員によって担われているといえる。大学相互間の相互依存関係、大学と他の高等教育機関との相互関係、大学と企業等各種団体との相互関係、国や各種団体の補助金等の資金調達とその執行・管理、大学改革にもなう所轄庁との連絡・調整等にかかわる様々な活動も発展してきているが、それらの活動の中心も職員によって担われているといえる。

大学の意思決定をめぐる現実には、このような教育研究を軸にした大学の組織としての活動の全体をどのように編成し、方向づけていくのかという極めて総合的で専門的な判断を不断に求められ、大学の自己点検・評価活動等を通し

て、その社会的責任も厳しく問われる段階を迎えている。

大学としての組織の発展の現段階は、教授団の自治組織から相対的に分化しつつ協働して様々な活動を展開している専門的な職員組織の比重を高め、拡大してきているといえるが、そのような変化を大学組織の必然的な発展方向として認めつつも、同時にそのような組織が官僚的なヒエラルキーを生み出し、大学の新しい権力として疎外されていく危険性も見えておかなければならないであろう。

教授団と職員組織との協働関係を発展させていく大学組織の構築が求められているといえよう。

